

## 忍野村告示第1号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準

平成24年1月5日

忍野村長 天野 康 則

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を、同法第4条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音の規制基準をそれぞれ次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

### 一 指定地域の範囲

別表に掲げるとおりとする。

### 二 規制基準

特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、次の表に掲げる第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、同表に掲げる当該値から5デジベルを減じた値とする。

時間の区分 \ 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
第一種区域	50デジベル	45デジベル	40デジベル
第二種区域	55デジベル	50デジベル	45デジベル
第三種区域	65デジベル	60デジベル	50デジベル
第四種区域	70デジベル	65デジベル	60デジベル

別表

区域の区分	規制地域
第一種区域	区域指定なし
第二種区域	忍草の一部、内野の一部
第三種区域	忍草の一部
第四種区域	忍草の一部

経過措置

この告示の施行の際現に設置されている特定工場等(設置の工事をしているものを含む。)であって、この告示の規定による規制基準値が、「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正(平成24年1月5日忍野村告示第1号)」による改正前の「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準」(昭和52年山梨県告示第66号。以下「旧山梨県告示」とする。)において平成24年3月31日まで規定していた規制基準値未滿となるものに係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、旧山梨県告示の例による。